

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

自然と共生した快適で魅力あるまちづくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

愛媛県、愛媛県北宇和郡鬼北町

3. 地域再生計画の区域

愛媛県北宇和郡鬼北町の全域

4. 地域再生計画の目標

鬼北町は、愛媛県の西南部に位置し、平成 17 年 1 月 1 日に広見町と日吉村が合併して生まれた新しい町で、周囲を 1,000m 級の山々に囲まれており、面積の 84.8% を山林、7.3% を農用地が占め、農林業を基幹産業とする典型的な中山間地域である。

当町のほぼ中央部を流れる広見川は、日本最後の清流と呼ばれる四万十川の最大級の支流であり、周囲の山岳部に位置し国立公園に指定されている成川渓谷や節安溪谷などと共に、優れた自然景観や貴重な生態系を残している。また、県指定史跡の岩谷遺跡などから縄文時代には既にこの地域に人が定住していたことが確認されており、後醍醐天皇の勅願寺の一つと伝えられる旧等妙寺跡の発掘調査結果からは中世にはこの地域は「黒土郷河原淵領」として文化圏を形成していたと考えられている。さらに、国指定重要文化財「善光寺薬師堂」や国指定重要無形民族文化財「伊予神楽」など後世に継承すべき多くの文化遺産が今なお息づいている。このように、豊かな自然資源や個性的な歴史・文化に恵まれており、これらを活用することによる発展の可能性を有しているが、解決しなければならない課題も山積している。若者層の流出や少子化による過疎化・高齢化の進展、後継者や若年労働力の不足による基幹産業である農林業の低迷、生活環境の未整備といった課題を解決するため、自然環境の保全を考慮しつつ、交通網の整備、上下水道の整備、農林業の振興などの施策を推進してゆく必要がある。

既に実施している浄化槽設置整備事業や農業集落排水施設整備事業等の生活排水対策事業を推進することで、本地域の貴重な資源である森林、河川などの自然環境を保全し、森林整備担い手対策事業や森林総合整備事業

等の推進により、新規就労者の育成や、林地の適正管理に取り組んでいる。さらに、道整備交付金を活用し、林道及びそれにつながる町道を整備することで、大型車両の乗り入れを可能にし、森林施業の効率化、間伐の促進により林業の振興を図る。また、集落間を結ぶ町道、林道の整備を進めることで、集落間のアクセス、周辺部から中心部へのアクセスを改善して、地域の道路ネットワークの構築を図り、自然と共生した快適で魅力あるまちづくりをめざす。

(目標1)

- ・「町道犬飼線」の改良による大規模林道へのアクセス改善。
(木材運搬等の大型車の離合困難箇所の解消【1,000m 0m】)
- ・「町道西仲大内停車場線」の改良による町中心部へのアクセス改善。
(道路整備による渋滞ポイントの減少【5箇所 4箇所】)
- ・「町道等妙寺線」の改良による幹線林道へのアクセス改善。
(木材運搬等の大型車の離合困難箇所の解消【1,300m 0m】)

(目標2)

- ・「林道スノス線」の改良、及び舗装による、林業振興と集落間のアクセスの向上(間伐実施面積の16%増加、過疎代行林道広見日吉線へのアクセスの改善)
- ・「林道舟の川北川線」の舗装による、林業振興と集落間のアクセスの向上(間伐実施面積の17%の増加、吉波地区と北川地区の集落間のアクセスの改善)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

三間町との町境に接する西仲地区にある「町道西仲大内停車場線」は県道広見三間宇和島線に繋がる道路であるため、その改良により町中心部へのアクセスが容易になる。犬飼地区にある「町道犬飼線」については大規模林道「日吉松野線」へのアクセス道路であるため、拡幅や屈曲箇所の改良を行うことにより、大型車の乗り入れが可能になり、森林施業の効率化、間伐の促進が図られる。町の中心部に近い中野川地区にある「町道等妙寺線」については平成18年度に国の重要文化財として指定準備中の旧等妙寺遺跡につながり、さらに大規模林道「広見篠山線」につながる道路であり、その改良は森林施業の効率化、間伐の促進のほか、観光資源の有効活用に

も役立つ。

川上地区にある「林道スノス線」の改良及び舗装を行うことにより、愛媛県が整備を進めている「過疎代行林道広見日吉線」へのアクセスが容易になる。吉波地区と北川地区を結ぶ「林道舟の川北川線」の舗装を行うことにより、集落間の交通条件の改善と災害時の迂回路としての機能も期待できる。また、利用区内の森林はすべて民有林であり、大部分が間伐時期を迎えた人工林となっているため、これら林道の整備を行うことで、森林施業の効率化、間伐の促進を図る。

加えて、浄化槽設置整備事業や農業集落排水施設整備事業等の生活排水対策事業を推進することで、本地域の貴重な資源である森林、河川などの自然環境を保全し、森林整備担い手対策事業や森林総合整備事業等の推進により、新規就労者の育成や林地の適正管理に取り組むことで林業の振興をはかり、自然と共生した快適で魅力あるまちづくりをめざす。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

【施設の種類（事業区域）、実施主体】

- ・町道（鬼北町） 鬼北町
- ・林道（鬼北町） 鬼北町

【事業期間】

- ・町道（平成17～21年度）、林道（平成18～21年度）

【整備量及び事業費】

- ・町道 2,900m、林道 7,121m
- ・総事業費 935,000千円
 - 町道 800,000千円（うち交付金 400,000千円）
 - 林道 135,000千円（うち交付金 67,500千円）

【支援措置に係る手続き】

- ・町道「西仲大内停車場線」…平成11年3月9日町道認定済
- ・町道「犬飼線」…昭和53年3月9日町道認定済
- ・町道「等妙寺線」…平成11年3月9日町道認定済
- ・林道「舟の川北川線」…「南予地域森林計画」に掲載済
（自平成14年4月1日～至平成24年3月31日）
- ・林道「スノス線」…「南予地域森林計画」掲載済
（自平成14年4月1日～至平成24年3月31日）

5 - 3 その他の事業

町独自の事業

浄化槽設置整備事業

- ・浄化槽市町村整備推進事業

公共下水道と農業集落排水の計画区域外の設置希望者に対し、町が浄化槽を設置する。

- ・浄化槽設置整備事業

公共下水道と農業集落排水の計画区域内でありながら整備までの時間がかかる設置希望者に対し町が補助を行う。

これらの事業を推進することで農用水路、河川などの水質悪化を防止し、環境保全、生活環境の改善を図る。

農業集落排水施設整備事業

- ・処理区域内に管路を設置して汚水を集め、これを浄化する処理施設の建設により、農用水路、河川などの水質悪化を防止し、環境保全、生活環境の改善を図る。

森林整備担い手対策事業

- ・新規就労者の育成や研修を補助することで後継者不足の解消を図る。

森林総合整備事業

- ・森林組合による除間伐施業にかかる事業を補助することにより林地の適正管理を図る。

森林環境保全整備事業

- ・民有林の除間伐の実施

町単独林道整備事業

- ・きめ細かな作業道の開設により、森林整備の作業効率を高める。

林道排水施設整備事業

- ・排水施設の設置により、作業道・林道の維持を図る。

6 . 計画期間

平成 17 年度～平成 21 年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。